

新川敏光・篠田徹編著
『労働と福祉国家の可能性 ― 労働運動再生の国際比較 ―』

(ミネルヴァ書房、2009年)

後藤 玲子

13の国々とEU、国際労働運動に関する研究を包含した本書は、共同プロジェクトの成果と呼ぶにふさわしい彩りをもつ。各章は、テーマ(労働と福祉国家の可能性)に関するそれぞれの国の専門家によって、独自の視座と方法のもとで書かれている。読者は、各章を独立した論考として内在的に読むことも、特定の視点にもとづく比較制度分析の素材として活用することもできる。ここでは、主として序章と終章をもとに本書の中心的な課題を探り、それを視角として各章を読み込む手法をとった。紙面の都合上、すべての章に関して、そこで得られた知見を記すことは適わなかった。だが、割愛せざるをえなかった章についても、そこから多くの知見と考察のてがかりを得られた。感謝して注記したい。

序章は、特に前半が興味深い。労働運動とは何であるかが原理的に考察されるからである。著者は、マルクス＝エンゲルスに遡ったうえで、現代の労働運動のフレームを労資和解体制に設定する。革命はそのフレームから外される。理由は階級対立が解消されたからではない。階級対立はいまも厳然と存在する、そう注記することを著者は忘れない。だが、民主主義熟成の歴史は労働運動を労資和解に収れんさせてきた、その傾向は今後も変わらないだろうと判断するからである。そのうえで著者の関心は、近年、労資和解体制の基盤が大きく変容したという点に向けられる。その最大の原因はグローバリゼー

ションにある。グローバリゼーションの急速な進展は、一国主義的経済体制下でのフォード主義的な労使協調路線、ケインズ福祉国家の前提条件を崩壊させてきた。ここから、著者の、そして本書の中心的な問いが浮上する。国境を越えた「自由な移動」(流動性、柔軟性)と価値の多様性が事実となり、規範ともなっている現代、労働運動がめざすべき方向はどこなのか、労働運動が存在をかけて取り組むべき課題は何であるのか。労働運動にどんな展望があるのか。

序章につづく各章は、この問いの深さとの確さを立証する。確かに、各国の労働運動は労資和解に収れんした。そしていま、見事なまでに共通の問題状況におかれている。ある国の労働運動は、「自由な移動」に抵抗して孤立を深めている。ある国の労働運動は、労資和解を通じて「自由な移動」を加速化させている。ある国の労働運動は、社会的保護を対置させようと試み、混迷を深めている。ある国の労働運動は、労働運動を超えた運動を志向しながら、自らの代表性を掘り崩しかねない状況におかれている。

序章の後半では、問題を考察するてがかりとして、ビジネス・ユニオニズム、ソーシャル・ユニオニズム、社会運動ユニオニズムという3つの概念が用意される。最後の1つは著者のオリジナルな概念である。著者は(もしそのようなものがありえるとしたら)、それは「多様な利害や選好、価値観を包摂し、新たな社会を構想するだ

けの柔軟性」を備えた主体によって担われるはずだと注記する。上記の問いに加えて、この概念の現実性を模索することが本書の課題とされる。これらを視角として各章を検討していこう。

第1章「日本の労働政治——民主主義体制の変容と連合——」では、今後、労働組合が政治的影響力を高めるために取るべき戦略が論じられる。著者は、まず、近年、日本の政治の中心が審議会から政党へ移行し、政党が利益団体からの自立性を高める一方で、直接、世論の動向に大きく作用されるようになった点に注目する。そのうえで、「STOP THE格差社会」スローガンを掲げ、非正規雇用労働者への取り組みを強めた連合の経験をもとに、「メディアを通じた世論形成」の戦略的な採用が労働組合の政治的影響力を高めると結論する。それに対して、第2章「日本の労働運動——再活性化の可能性と労働運動指導者の言説分析——」は、労働運動の再活性化の「必然性」をとらえる質的指標(不正義のフレーミング、労働者の連帯)を構成し、それをもとに労働組合指導者の言説を分析する。結果は、コミュニティ・ユニオンの言説には再活性化の可能性を見出すことができるが、企業別組合の中には見出すことができない、結論的には労働運動の再活性化の可能性は乏しいというものである。根拠は次の点にある。企業別組合の関心は、階級的妥協の形骸化を前にもっぱら「企業の発展」と「個の自立」の奨励に向かい、コミュニティ・ユニオンへと自己変革するきざしもない。一方、企業別組合からはみ出る個がコミュニティ・ユニオンに連帯する保障もない。以上、2つの章からは、序章がいう新たな主体は展望されない。

第3章「韓国労働運動の展開と限界——民主化とグローバリゼーションのはざままで——」は、階級対立が明確であったがゆえに目標も鮮明であった組合運動の苦悩を描き出す。韓国では、雇用の安定性と賃金上昇をめざして闘うことが組合

員のみならず、労働者一般に利益をもたらしていた。それは(戦略としてソーシャル・ユニオンズを求めたからではなく)、組合運動の目標がそのまま「労働者の権利」ならびに「民主化」という普遍的な課題に結びつく状況があったからである。それに対して、1997年以降、「民主化」の目標が達成される一方で、グローバリズムの荒波が押し寄せる。それへの対応として、政府は、社会保障制度の急速な整備と雇用創出政策に着手するが、それは非正規労働者の大量出現と大きな賃金格差に帰結した。そこに批判の眼を向けつつも、「正規職・大企業・男性中心の戦闘的組合運動」は目標を変えることができない。結果的に、労働組合は既得権益団体として非難され、労働勢力内部の亀裂を深めた。本章は、労働運動の一典型例を描き出す。

第4章以降では、欧米などの労働運動が広くサーベイされる。それを先導するかたちで、第4章「現代アメリカ労働運動の歴史的課題——未完の階級的人種交叉連合——」は、社会的対立軸と階級的対立軸との交叉という視座を提起する。労働運動は、階級的対立軸に注視することにより、他の対立軸を見えにくくする側面をもつ。もちろん、現実には、労働者の中にも多様な差異があり、それが階級とは異なる次元の対立を露出させることは多くある。それらの対立を再度、階級対立へと回収する試み、さまざまな社会対立上の課題を取り込んだ諸課題の構造化が労働運動の発展の契機ともなっていく。

だが、第4章を読む限り、アメリカ労働運動はそれに失敗したようだ。アメリカ労働運動は、いくども「階級的人種交叉連合」の形成に取り組み、ソーシャル・ユニオンズに向かう契機を得たにもかかわらず、いくども失敗した。その度重なる失敗が「アメリカの例外」(強力な労働者政党をもたないこと)の真の原因であると著者はいう。この指摘は大変興味深い。だが、次のよ

うな疑問が湧く。はたして、ここでいう「階級的
人種交叉連合」とはいかなる視座にもとづくもの
であったのか。アメリカ労働運動は人種対立上
の課題をいかに取り込み、どのように課題を再
設定していったのか。

第5章「カナダの労働運動と第四の道——もう
一つの自由主義レジーム——」では、まさに労働
運動が課題を再設定していったプロセスが描か
れる。1990年代、カナダ労働運動は医療保障縮
減反対キャンペーンを展開し、ロマノウ報告書
につなげた。著者がこの運動を「アメリカ流のビ
ジネス・ユニオンイズムからソーシャル・ユニ
オンイズムへの移行を表す」と見なす理由は、それが
「支出の削減によって最も侵害されるのは社会的
マイノリティの権利であることを指摘し、彼ら
との連帯を重視し」たからという。著者は、カナ
ダの労働運動を「利己的なものではなく、弱者の
権利を守る社会改革として正当化し、社会的連
帯を可能にした」と評する。確かに、CAWのリー
ダーの言説はこの評価を裏付けるようだ。2章で
紹介された日本の言説とは異なり、「積極的行動
主義、社会連帯の追求」が明言される。本章の結
論は、「新自由主義的流れへの反旗を鮮明に翻し、
地域さらには国際的連帯を追求するカナダの代
表的労働運動がそれなりの成果を挙げてきた」で
ある。この結論は大変魅力的だ。だが、あっさ
りしすぎている感がある。はたして「新自由主義
的流れへの反旗」とは何を意味するのだろうか。
カナダは、著者が序章で展望した「社会運動ユニ
オンイズム」のモデルとなりえるのだろうか。

第7章「イギリスの労働と福祉国家——『社会的
なるもの』を求めて——」では、「社会的モデルを
めぐる攻防」が主題とされる。1980年代後半、労
働党はヨーロッパの「社会モデル」を採用するこ
とにより、サッチャー政権が否定した「社会的な
るもの」の復活を図った。だが、ブレア政権は、
「包摂社会」を標榜しつつも、「ヨーロッパ的な社

会モデル」の修正に取りかかった。労働組合は再
度、「社会モデル」を論拠としてブレア政権を批
判する。なぜなら、ブレア政権のいう「社会的包
摂」は、もっぱら「就業能力向上による労働市場
への参入」を想定するのに対し、労働組合は、
「労働党政権では必ずしも包摂されていない労働
者の権利擁護」を求めるからである。以上の記述
からわかるように、著者は近年のイギリスの労
働と福祉再編のキーワードを「社会的なるもの」
に求める。これは実に曖昧な語である。だが、
その曖昧さに意味があるようだ。「社会モデル」
は一応定義されている。だが、その内容も同様
ではない。1989年EC社会憲章では、「職場の安
全衛生、社会的保護、労働者への情報提供、協
議、参加といった労働者の基本的社会権および
労使間の『社会対話』の追求」を目的としていたの
に対し、近年は「派遣労働者の待遇、移民政策、
女性の雇用」を目的とする。前者と後者の構造的
な関係は明らかにされていない。

本書第14章のEUでの取組みを見る限り、イ
ギリスの労働運動はヨーロッパの到達点を表すよ
うだ。そこでは労働運動を超えた運動（「社会的
なるもの」）が志向されているという。だが、そ
うだとしたら、なぜ、その担い手は労働組合（ユ
ニオン）でなければならないのか。著者は、一方
でサッチャー政権下で、TUC自らが「ヴォラン
タリズム」（団体の自治）を「棚上げ」したことにより、
「対等関係に基づく団体交渉という理念が掘り崩
され、分権的、個別主義的労使関係へと決定的
な転換を見た」と指摘している。このことは、
「社会的なるもの」を志向する労働組合の内的弱
さを示唆していると解釈されないだろうか。

第8章「フランス労働組合と団体交渉・社会保
障——国家介入型労使関係のゆくえ——」は、労
働組合の体質それ自体に切り込む。フランス労
働組合は、組織率こそきわめて低いが、「組合は
労働者全体のために交渉するのであって、組合

員のみのために交渉するわけではない」と明言し、実際に労働者全体に対する代表性をもちえていた。その代表性にもとづく「労使自治」は、フランスの福祉国家の分権性を支える柱ともなっていた。だが、近年、その代表性が後退し、分権性が危うくなっているという。福祉国家の分権性は、他方で労働組合内部の集権性に支えられていた(注9参照)が、その集権性も変化し始めている。本章は、フランス労働組合の内的弱体化が進行しつつあることを浮き彫りにする。

第11章「イタリアの労働政治——歴史的拘束と新しい環境への適応——」も同様の流れにある。著者によれば、イタリア労働組合の基本的特徴は、「組織的脆弱性、政党の影響力の強さ、労使間対立軸と政党間対立軸のずれ」にある。近年、その「ずれ」は消失し、「経済改革などの重要な改革の担い手として浮上した」ものの、労働運動が政党政治に左右されるという「桎梏そのものは変わらなかった」という。本章は、「将来の行方は、労組の戦略的選択にかかっている」という言葉でしめくられるが、選択可能な戦略が明らかでないわけではかならずしもない。例えば、労働組合が「新自由主義な経済改革を推進しようとした」中道右派を退陣に追い込み、1996年以降の労働市場の柔軟化のもとで政労使協調が盛り上がったことが指摘されるが、これらが「組織面における目下の課題」として著者が指摘する「非典型雇用の増加、移民の増大、高齢化の進展」など社会的変化への対応にスムーズにつながるとは、にわかには信じ難いからである。

第12章「スペインの社会的協調と福祉国家——『遅れてきた』改革——」の著者の認識はよりシビアである。スペインでは「社会的アクター(特に労働組合)は、労働市場改革と福祉改革の結節点に位置する存在」であった。だが、「デモクラシーの強化という目的が含まれていた初期の社会的協調は、1988年のゼネストを機に途絶」し、代わ

りに、労働組合の弱さを前提とするコーポラティズムが出現する。それにより社会的協調は、「社会経済政策の重要な規定要因として、むしろ深く定着しつつある」といえるが、その意味は、1990年代半ば以降、反転している。労使が合意を与え続けてきた労働市場政策が、労働市場の二重化と断片化を推し進める結果となっているからだ。その状況を打開する途は、いまだ展望されない。

第10章「オランダの労働運動——コーポラティズムと対抗戦略——」は、オランダモデルの立役者として国際的にも著名であったオランダ労組が、現在、直面し始めている問題を浮き彫りにする。もともとオランダ労組は保守主義的福祉国家の歴史的な形成を担ってきたが、1980年代から、国際競争力の回復を政労使の共通の目標として受け入れ、雇用形態の多様化への対応を図る組織戦略転換を開始した。すなわち、規制緩和による雇用の流動化を認める一方で、失業保障・職業訓練の充実および非正規労働者の待遇改善を通じた「安定」の保障、「フレキシキュリティ法」の実現に貢献した。だが、近年、労組は大規模化し、組織率の一層の低下、公式な影響力の減少、エリート協調の傾向が進行する中で、既得権益の擁護者と批判されるようになる。「労組こそが格差社会の是正者である」というキャンペーンもさほど効をなさないようだ。オランダモデルそれ自体のゆくえが問われているとしたら、問題の根は深い。

第13章「スウェーデンの福祉国家と労働運動——未完のプロジェクト——」はオランダモデルを理論的に再考する機会を与える。著者は、はじめに、スウェーデン福祉国家を構成する主要な制度の背後には、社会的公正と経済的効率の両立を図る労働政策、レーン・メイドナーモデルがあることを指摘する。つづいて、近年、それらの制度の機能不全が進んでいる現状を指摘し、

レーンの提出する「自由選択社会」構想の検討に移る。レーン・メイドナーモデルの要は「就労原則」、すなわち、「福祉国家が市民の就労を支え、市民は税や保険料によって福祉国家を支える」にあった。対して、近年の制度の機能不全は「就労原則」の揺らぎに起因するという。著者がレーンの「自由選択社会」構想に向かう目的は、この「就労原則」の揺らぎの中に新たな可能性を見出すことにある。

議論の筋はきわめて明快であり、本章で描かれたスウェーデンの歩みは、序章の問題関心を裏付けるものとしても興味深い。だが、ここではレーン構想についてのみコメントしたい。著者の要約を読む限り、レーン構想のポイントは、個人のライフサイクルにおける個人内資源配分にある。その限りでは、個々人が獲得する生涯総資源量に関する個人間格差は残される。ただし、例えば、「標準生涯労働時間」を超える余暇を有給とする、あるいは、再教育サービスへのアクセスを有給とするなど、働き方(離職の仕方)の違いがもたらす個人間格差を減らす工夫もなされる。著者が指摘するように、近年、多様な働き方を望む人々が増えてきているのだとしたら、この工夫は離職の選択の自由を高めるであろうし、失業率を低下する一方でインフレ率を抑制する経済効果も期待される。だが、著者が「未完の」という修辞をつけているように、この構想にはいくつか問題が残されている。ここでは2点指摘したい。第一に、この構想は、この

ままでは序章でいうところの「高保障ルート」(7-8)モデルを定式化しえない。余暇の有給化など個人間格差を平準化させる施策の割合(パラメーター)に応じて、低保障にも高保障にもなりうるからである。例えば、標準生涯労働時間を長くしすぎたら、多くの人が有給余暇の受給資格を失うおそれがある、短くしすぎたら、調整のための資源の総量が減少するおそれがある。これらの点を考慮しながら、少なくとも割合の決め方を決める必要があるだろう。第二に、このようにパラメーター依存的な構想は、労働運動の指針とはなりにくい。一方で社会的保護をもっと手厚くという批判を、他方で選択肢の改ざんにより「自由選択」を形骸化するなという批判を招くおそれがある。著者は、「労働運動のなかでは、ワークフェア化とは異なったかたちで就労原則を刷新していく方が模索されている」と記している。レーン構想の現実化のヒントもここにあると思われる。

以上、序章で得られた視角をもとに、各章を足早に検討した。すでに字数をオーバーしているので、詳細なコメントは控えるが、終章からは労働運動研究に対する熱い情熱が伝わってきた。書評を終えて、例えば、デモクラシーの可能性を考察する際にも、本書であぶりだされた問題は、きわめて重要な視点をもたらすことに気がついた。労働運動研究の奥深さを教えてくれた本書に心から敬意を表したい。

(ごとう・れいこ 立命館大学大学院教授)